

暴風等の場合の授業等の取り扱いについて

暴風等の場合の授業等の取り扱いは以下のとおりです。

記

【暴風等の場合の休講等措置基準】

1. 愛知県下に「特別警報」又は「暴風警報」発令中は次の基準により休講とする。
なお、愛知県下とは愛知県内のすべての地区を指す。したがって、いずれかの地区に特別警報又は暴風警報が発令された場合、全校舎が休講となる。

午前6時30分までに解除	通常通り授業実施
午前6時30分現在発令中（解除されていない場合） もしくは 午前6時30分～授業開始前に発令された場合	第1・2時限休講
午前6時30分～午前10時までに解除	第3時限以降通常通り授業実施
午前10時発令中（解除されていない場合）	第3時限以降休講
授業開始後に発令された場合	直ちに授業中止とする。

2. 定期試験期間中及び追試験期間中に「特別警報」又は「暴風警報」が発令された場合には、次の基準により試験の実施を中止する。なお、中止した試験の実施日時については、警報の解除日の翌日にポータルサイト等で指示する。

午前6時30分までに解除	試験時間通り実施
午前6時30分現在発令中（解除されていない場合） もしくは 午前6時30分～試験開始前に発令された場合	すべての試験を中止
試験開始後に発令された場合	その時限終了後、当日の残りの試験をすべて別の日に実施する。

【地震の場合の休講等措置基準】

大規模地震対策特別措置法にもとづく“東海地震注意情報”が発令された場合、あるいは地震が発生した場合は、授業又は試験を直ちに中止する。中止した試験の実施日時については、早期に本学 HP 及びポータルサイト等で指示する。

【その他の場合の休講等措置について】

水害などの災害による避難勧告の発令、交通機関の運休・ストライキなどの影響で、講義又は試験を行うことが困難であると学長が判断した場合は休講（場合によっては休校）とし、本学 HP 及びポータルサイト等でその都度指示する。

以上